

研修費は教員研修規程第17条に基づき支出されます。

第17条 海外研修教員及び国内研修教員を命じられた者に対しては、交通費、滞在費及び研修委託費(大学・研究所等の機関に支払う費用)等に充てるため次の区分により研修費を支給する。(以下、略)

この「支出予定」がありませんと研修費が個人所得とみなされ、課税対象となる可能性があります。ただし、領収書などを後日提出していただく必要はありません。

研修費支出予定についての所定の書式は特にありません。

支給される研修費(海外研修b:6ヶ月分667,000円、1カ年分1,000,000円)について、使用見込みの内訳をご提出ください。(費目ごとの金額は概算で結構です。)

なお、同一費目を準備費(研修費)と個人研究費の両方から支出することはできませんので、ご注意ください。

.....

**見本** ※費目・金額は例として列挙しています。

200 (平成 )年 月 日

2010(平成22)年度海外研修b研修費細目(支出予定)

	所 属		
	氏 名		印
研修費(研修先への支払い)		円	
交通費 ※航空運賃		円	
寮費		円	
資料印刷代		円	
通信費(郵送代)		円	
合 計		667,000 円	(6ヶ月の場合)
		1,000,000 円	(1カ年の場合)

※図書等は購入手続きがありますので、研修費からの支出は避けてください。